

備え置き義務書類

法条項	条文
14-1	設立時社員(一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人)は、定款を設立時社員が定めた場所(一般社団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所)に備え置かなければならない。
32-1	一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。
50-5	一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
51-3	一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。
52-4	一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
57-2or3	一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
58-2	一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
97-1	理事会設置一般社団法人は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。
129-1or2	一般社団法人は、計算書類等(各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第二百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人にあつては、二週間)前の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
156-1	設立者(一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人)は、定款を設立者が定めた場所(一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所)に備え置かなければならない。